

## 第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の審議概要について

1. 8月10日(水)10時30分より、国民会館 大ホールにおいて、第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。

2. 協議会幹事会においては、神戸市大容量送水管事業に係る事業概要書の提出についての報告がなされた。その主な内容は、以下の通り。

兵庫県より事業概要書を全国で初めて受理されたこと及び今後の事務手続について報告。

神戸市より大容量送水管事業の事業概要について説明。また、事業概要書の提出及び公告・縦覧の実施を報告。

3. 協議会幹事会における主な質疑応答等

(1) 質疑応答

地権者への説明については実施されたのか。

地権者に事業の説明を行った上で理解は得られている。

地上における構造物の安全性については判断されるのか。

申請の段階で、法律・基本方針・指針等に基づいて使用認定庁で判断することになる。

公共施設の地下における大深度地下使用法の適用について。

法律上は適用可能であるが、今回の事業においては占用許可で対応し、私有地についてのみこの法律を適用することとした。

共同利用等の申出の手続はどうするのか。

縦覧期間内に申出をして頂きたい。

大深度地下使用法の適用を受けた事業の用途を転用する際にはどうするのか。

特定の事業目的に従って認可されていることから、当該事業以外の使用については別途手続が必要と考えている。

(2) その他今後の予定

縦覧期間内に事業区域の調整その他必要な調整の申出が出された場合、必要に応じて協議会が開催されることになる。